

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用 語 の 意 義 消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		用 語 の 意 義 消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 調整対象固定資産 高額特定資産 自己建設資産 課税事業者 (省略)	(省略) 法第 2 条第 1 項第 16 号《定義》に規定する調整対象固定資産をいう。 <u>法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》に規定する高額特定資産をいう。</u> <u>令第 25 条の 5 第 1 項第 2 号《高額特定資産の範囲等》に規定する自己建設資産をいう。</u> 事業者のうち法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。 (省略)	(同左) 調整対象固定資産 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 課税事業者 (同左)	(同左) 法第 2 条第 1 項第 16 号《定義》に規定する調整対象固定資産をいう。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 事業者のうち法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。 (同左)
(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1－4－6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。		(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1－4－6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。	

改正後	改正前
ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。 (1) 個人事業者 イ 法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける者 ロ 法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者 ハ 法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者 <u>ニ 法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</u> (2) 法人 イ 法第9条第4項の規定の適用を受ける法人 ロ 法第9条の2第1項の規定の適用を受ける法人 ハ 法第11条第3項又は第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 ニ 法第12条第1項又は第2項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 ホ 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 ヘ 法第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 <u>ト 法第12条の4第1項の規定の適用を受ける法人</u> (注) (省略) <u>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</u> 1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等	ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。 (1) 個人事業者 イ 法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける者 ロ 法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者 ハ 法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者 (2) 法人 イ 法第9条第4項の規定の適用を受ける法人 ロ 法第9条の2第1項の規定の適用を受ける法人 ハ 法第11条第3項又は第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 ニ 法第12条第1項又は第2項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 ホ 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 ヘ 法第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人 (注) (同左) <u>(法第11条又は第12条と第12条の2第1項又は第12条の3第1項の適用関係)</u> 1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等

改正後	改正前
があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》<u>又は第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》</u>の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。 （新設法人等の3年目以後の取扱い） 1－5－18 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》<u>又は第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》</u>の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。 （注） （省略） （新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の適用） 1－5－19 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、<u>法第37条第3項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》</u>に該当する場合、<u>同項第3号《高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択</u>	があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》<u>又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》</u>の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。 （新設法人等の3年目以後の取扱い） 1－5－18 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》<u>又は第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》</u>の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。 （注） （同左） （新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の適用） 1－5－19 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、<u>法第37条第2項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》</u>に該当する場合又は<u>同条第3項が適用される場合を除き、法第37条第1項《中小事業者の</u>

改正後	改正前
届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第4項が適用される場合を除き、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるのであるから留意する。 <u>（高額特定資産を売却等した場合の法第12条の4第1項の適用関係）</u> <u>1－5－22の2</u> 法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》の規定は、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第12条の4第1項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後<u>に当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用されることに留意する。</u> <u>（法第12条の4第1項に規定する高額特定資産の支払対価）</u> <u>1－5－24</u> 資産が高額特定資産に該当するかどうかを判定する場合における令第25条の5第1項第1号《高額特定資産の範囲等》に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」とは当該資産に係る支払対価の額をいい、当該資産の購入のために要する引取運賃、荷役費等又は当該資産を事業の用に供するために必要な課税仕入れに係る支払対価の額は含まれないのであるから留意する。 <u>（共有に係る高額特定資産）</u> <u>1－5－25</u> 事業者が他の者と共同で購入した資産（以下1－5－25及び12－2－4において「共有物」という。）が高額特定資産に該当するかどうかを判定する場合において、令第25条の5第1項《高額特定資産の範囲等》に規定する金額が1,000万円以上であるかどうかは、当該事業者の共有物に係る持分割合に応じて判定する。	仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるのであるから留意する。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(自己建設資産が調整対象固定資産である場合の高額特定資産の判定)</u> <u>1－5－26</u> 高額特定資産に該当するかどうかは、自己建設資産が調整対象固定資産である場合には、令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に掲げる資産について、その資産ごとに、その建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額（令第25条の5第1項第2号《高額特定資産の範囲等》に規定する「仕入れ等に係る支払対価の額」をいう。以下1－5－28までにおいて同じ。）の合計額を基礎として判定することに留意する。	<u>(新設)</u>
<u>(自己建設資産が棚卸資産である場合の高額特定資産の判定)</u> <u>1－5－27</u> 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に掲げる資産であっても、棚卸資産の原材料として仕入れるものは、調整対象固定資産に該当しないのであるから、当該原材料を自ら建設等する棚卸資産の原材料として使用した場合には、その原材料の仕入れに係る支払対価の額についても、当該棚卸資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の合計額に含まれることに留意する。	<u>(新設)</u>
<u>(保有する棚卸資産を自己建設資産の原材料として使用した場合)</u> <u>1－5－28</u> 自己が保有する建設資材等の棚卸資産を自己建設資産の原材料として使用した場合には、当該棚卸資産の仕入れに係る支払対価の額は、当該自己建設資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額に含まれることに留意する。	<u>(新設)</u>
<u>(国外事業者の恒久的施設で行う特定仕入れに係る内外判定)</u> <u>5－7－15の3</u> 国外事業者の恒久的施設（法第4条第4項ただし書《課税の対象》に規定する恒久的施設をいう。）で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。以下5－7－15の4までにおいて同じ。）について、当該特定仕入れが国内において行う資産の譲渡等及び国内以外の地域において行う資産の譲渡	<u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>等に共通して要するものである場合には、国内において行われたものに該当するのであるから留意する。</u> <u>(国内事業者の国外事業所等で行う特定仕入れに係る内外判定)</u> <u>5－7－15 の 4 事業者（国外事業者を除く。以下 5－7－15 の 4 において同じ。）の国外事業所等（法第 4 条第 4 項ただし書《課税の対象》に規定する国外事業所等をいう。以下 11－2－13 の 2 において同じ。）で行う特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れを行った日の状況により行うのであるから、当該特定仕入れを行った日において、国内以外の地域において行う資産の譲渡等によりのみ要するものであることが明らかなもののみが国外取引に該当することに留意する。</u> <u>(特定資産の譲渡等の表示義務)</u> <u>5－8－2 特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る。以下 5－8－2 において同じ。）を行う</u> <u>国外事業者は、当該国外事業者が課税事業者であるかどうかにかかわらず、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が法第 5 条第 1 項《納税義務者》の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならないことに留意する。</u> （注）（省略） <u>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</u> <u>6－5－1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第 5 号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</u> (1) 法令（法律、政令、省令又は大臣告示のほか条例及び規則を含み、業務方法書又は定款等は含まない。以下 6－5－2 までにおいて同	<u>(新設)</u> <u>(特定資産の譲渡等の表示義務)</u> 5－8－2 特定資産の譲渡等を行う国外事業者は、当該国外事業者が課税事業者であるかどうかにかかわらず、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が法第 5 条第 1 項《納税義務者》の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならないことに留意する。 （注）（同左） <u>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</u> 6－5－1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第 5 号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。 (1) 法令（法律、政令、省令又は大臣告示のほか条例及び規則を含み、業務方法書又は定款等は含まない。以下 6－5－2 までにおいて同

改正後	改正前
じ。)に基づいて行われる次に掲げる事務の手数料、特許料、申立料その他の料金（以下６－５－１において「手数料等」という。）で、その徴収について法令に根拠となる規定があるもの イ～チ（省略） リ 審査請求その他<u>これに類するものの処理</u> (2)～(4)（省略）	じ。)に基づいて行われる次に掲げる事務の手数料、特許料、申立料その他の料金（以下６－５－１において「手数料等」という。）で、その徴収について法令に根拠となる規定があるもの イ～チ（同左） リ <u>異議申立て、</u>審査請求その他<u>これらに類するものの処理</u> (2)～(4)（同左）
（介護保険関係の非課税の範囲） ６－７－１ 法別表第一第７号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。 (1)～(3)（省略） (4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス イ～ロ（省略） <u>ハ 居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う地域密着型通所介護（(4)ニに該当するもの及び居宅要介護者の選定による送迎を除く。）</u> 三 居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下６－７－１において「認知症」という。）であるものについて、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う認知症対応型通所介護（居宅要介護者の選定による送迎を除く。） <u>ホ 居宅要介護者の居宅において、又は機能訓練等を行うサービスの拠点に通わせ若しくは短期間宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする</u>	（介護保険関係の非課税の範囲） ６－７－１ 法別表第一第７号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。 (1)～(3)（同左） (4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス イ～ロ（同左） <u>ハ 居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下６－７－１において「認知症」という。）であるものについて、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う認知症対応型通所介護（居宅要介護者の選定による送迎を除く。）</u> 三 居宅要介護者の居宅において、又は機能訓練等を行うサービスの拠点に通わせ若しくは短期間宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする

改正後	改正前
資産の譲渡等を除く。) △ 要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営む住居において行う認知症対応型共同生活介護 △ 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（その入居定員が29人以下のものに限る。）に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。) △ 特別養護老人ホーム（その入所定員が29人以下のものに限る。）に入所する要介護者について行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。) △ 居宅要介護者について(1)イからリまでに該当するもの及び(4)イからニまでに該当するものを2種類以上組み合わせて行う複合型サービス（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。) (5)～(15) （省略）	資産の譲渡等を除く。) △ 要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営む住居において行う認知症対応型共同生活介護 △ 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（その入居定員が29人以下のものに限る。）に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。) △ 特別養護老人ホーム（その入所定員が29人以下のものに限る。）に入所する要介護者について行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。) △ 居宅要介護者について(1)イからリまでに該当するもの及び(4)イからニまでに該当するものを2種類以上組み合わせて行う複合型サービス（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。) (5)～(15) （同左）
（社会福祉関係の非課税範囲） 6－7－5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 （注） （省略） (1) （省略） (2) 第二種社会福祉事業 イ～ロ （省略） ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子	（社会福祉関係の非課税範囲） 6－7－5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 （注） （同左） (1) （同左） (2) 第二種社会福祉事業 イ～ロ （同左） ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子

改正後	改正前
育て支援拠点事業、一時預かり事業、<u>小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業</u>、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 三 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定子ども園を経営する事業</u> ホ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業 ハ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業 ト 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第 5 条第 7 項、第 13 項又は第 14 項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） チ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業	育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業 ホ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業 ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第 5 条第 7 項、第 13 項又は第 14 項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） ト 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

改正後	改正前
<u>リ</u> 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業 <u>ヌ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 <u>ル</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 <u>ヲ</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 <u>ヅ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。） <u>カ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及びイ～<u>ヅ</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。） <u>コ</u> (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業 (3) (省略)	<u>チ</u> 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業 <u>リ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 <u>ヌ</u> 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 <u>ル</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 <u>ヲ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。） <u>ヅ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及びイ～<u>ヅ</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。） <u>カ</u> (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業 (3) (同左)
(学校教育関係の非課税範囲) 6－11－１ 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。 (1)～(3) (省略) (4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育（職業訓練	(学校教育関係の非課税範囲) 6－11－１ 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。 (1)～(3) (同左) (4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育（職業訓練

改正後	改正前
を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの イ <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構法に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設</u> ロ (省略) (注) (省略) (教科用図書の範囲) 6-12-1 法別表第一第12号《教科用図書の譲渡》に規定する教科用図書は、学校教育法第34条《小学校の教科用図書》(同法第49条《中学校》、<u>第49条の8《義務教育学校》</u>、第62条《高等学校》、<u>第70条第1項《中等教育学校》</u>及び第82条《特別支援学校》)において準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第34条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。 したがって、同法附則第9条《教科用図書の経過措置》の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。	を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの イ <u>独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設</u> ロ (同左) (注) (同左) (教科用図書の範囲) 6-12-1 法別表第一第12号《教科用図書の譲渡》に規定する教科用図書は、学校教育法第34条《小学校の教科用図書》(同法第49条《中学校》、第62条《高等学校》<u>及び第70条第1項《中等教育学校》</u>において準用する場合並びに同法第82条《特別支援学校》)において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第34条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。 したがって、同法附則第9条《教科用図書の経過措置》の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲) 8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する<u>免税対象物品</u>で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。）の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。 (注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等（令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに<u>同条第5項</u>《一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合》の規定により消耗品として<u>同条第1項第2号</u>及び第2項の規定が適用される資産をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。）の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。 (「対価の額の合計額」の意義) 8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》並びに<u>令第18条第1項第2号</u>《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》及び第2項第1号ハ《購入手続》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。 なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。	(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲) 8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する<u>通常生活の用に供する物品</u>で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。）の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。 (注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等（令第18条第1項に規定する消耗品並びに<u>同条第4項</u>《一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合》の規定により消耗品として<u>同条第1項ただし書</u>及び第2項の規定が適用される資産をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。）の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。 (「対価の額の合計額」の意義) 8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》並びに<u>令第18条第1項</u>《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》及び第2項第1号ハ《購入手続》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。 なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。

改正後	改正前
(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合) 8-1-2の2 令第18条第5項《一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品(同条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。)を組み合わせる一の商品としている場合をいう。 なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。 (輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収) 8-1-4 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する物品で非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したもの(以下8-1-4及び8-1-5において「輸出免税物品」という。)を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合(譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。)、当該輸出免税物品を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合(譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。)に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者(輸出免税物品を所持をさせた者を含む。)が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。 (即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日) 8-1-5 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の	(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合) 8-1-2の2 令第18条第4項《一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品(同条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。)を組み合わせる一の商品としている場合をいう。 なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。 (輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収) 8-1-4 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する物品で非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したもの(以下8-1-4において「輸出免税物品」という。)を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合(譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。)、当該輸出免税物品を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合(譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。)に適用される。この場合において、同項に規定する当該輸出免税物品を譲渡した者(輸出免税物品を所持をさせた者を含む。)が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。 (即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日) 8-1-5 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の

改 正 後	改 正 前
即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。 (1) 法第8条第3項の規定によるもの <u>（(2)に掲げるものを除く。）</u> 同項に規定する非居住者が本邦から出国する日（その者が居住者となる場合には当該居住者となる日） (2) <u>令第18条第12項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日）</u> (3) 法第8条第5項の規定によるもの 同項に規定する譲渡若しくは所持させた日又は譲受け若しくは所持をした日	即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。 (1) 法第8条第3項の規定によるもの 同項に規定する非居住者が本邦から出国する日（その者が居住者となる場合には当該居住者となる日） (2) 法第8条第5項の規定によるもの 同項に規定する譲渡若しくは所持させた日又は譲受け若しくは所持をした日
（購入記録票の旅券等への貼付方法） 8－1－7 令第18条第2項第1号又は第2号《購入手続》の規定により、同項に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者（令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8－2－2の2までにおいて同じ。）が旅券等（令第18条第2項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8－1－8までにおいて同じ。）に購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下8－1－8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける購入記録票は、その直前に貼付けた購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。 なお、購入記録票は、出入国記録（E／Dカード）に貼付けるのではな	（購入記録票の旅券等への貼付方法） 8－1－7 令第18条第2項第1号又は第2号《購入手続》の規定により、同項に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者（<u>令第18条の2第6項</u>《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8－2－2の2までにおいて同じ。）が旅券等（令第18条第2項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8－1－8までにおいて同じ。）に購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下8－1－8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける購入記録票は、その直前に貼付けた購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。 なお、購入記録票は、出入国記録（E／Dカード）に貼付けるのではな

改 正 後	改 正 前
いことに留意する。  規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm (購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法) 8－1－7の2 規則第 6 条第 9 項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、購入記録票、購入者誓約書（令第 18 条第 2 項第 1 号ロ及び第 4 号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第 2 号イ及び第 5 号に規定する購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下 8－1－7 の 5 までにおいて同じ。）又は運送契約書の写し（同項第 3 号ロ及び第 6 号に規定する書類をいう。以下 8－1－7 の 2 及び 8－1－7 の 4 において同じ。）に明細書等（規則第 6 条第 9 項に規定する明細書等をいう。以下 8－1－7 の 2 において同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける明細書等は、当該購入記録票、購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上で割印し、以後に貼付ける明細書等は、その直前に貼付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。 なお、この場合の印の形式は 8－1－7 に定める形式による。 (手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続) 8－1－7の4 手続委託型輸出物品販売場（令第 18 条の 2 第 2 項第 2 号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下 8－2－1 の 2 までにおいて同じ。）における法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続（以下 8－2－2 までにおいて「免税販売手続」という。）は、令第 18	いことに留意する。  規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm (購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法) 8－1－7の2 規則第 6 条第 7 項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、購入記録票又は購入者誓約書（令第 18 条第 2 項第 1 号ロ及び第 3 号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第 2 号イ及び第 4 号に規定する購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下 8－1－7 の 5 までにおいて同じ。）に明細書等（規則第 6 条第 7 項に規定する明細書等をいう。以下 8－1－7 の 2 において同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける明細書等は、当該購入記録票又は購入者誓約書と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上で割印し、以後に貼付ける明細書等は、その直前に貼付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。 なお、この場合の印の形式は 8－1－7 に定める形式による。 (手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続) 8－1－7の4 手続委託型輸出物品販売場（令第 18 条の 2 第 2 項第 2 号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下 8－2－1 の 2 までにおいて同じ。）における法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続（以下 8－2－2 までにおいて「免税販売手続」という。）は、令第 18

改 正 後	改 正 前
条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を営業する事業者に対して行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出<u>並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出</u>は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。 (承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い) 8-1-7の6 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、<u>令第18条第8項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</u> (注) <u>令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定及び同条第2項第1号ハ《購入手続》に規定する一般物品に係る対価の額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</u> (輸出自動車に対する輸出物品販売場免税) 8-1-8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。 (1) (省略) (2) 自動車に係る購入記録票及び購入者誓約書(令第18条第2項第1号ロ及び<u>第4号《購入手続》</u>に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類をいう。)には、当該自動車の車台番号、自動車登録番号(軽自動車にあっては車両番号)及び使用の本拠地を併せて記載するものと	条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を営業する事業者に対して行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。 (承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い) 8-1-7の6 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、<u>令第18条第7項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額を超えるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</u> (注) <u>令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えない範囲内であるかどうかの判定及び同条第2項第1号ハ《購入手続》に規定する一般物品に係る対価の額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</u> (輸出自動車に対する輸出物品販売場免税) 8-1-8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。 (1) (同左) (2) 自動車に係る購入記録票及び購入者誓約書(令第18条第2項第1号ロ及び<u>第3号《購入手続》</u>に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類をいう。)には、当該自動車の車台番号、自動車登録番号(軽自動車にあっては車両番号)及び使用の本拠地を併せて記載するものと

改 正 後	改 正 前
する。 (3) (省略) (輸出物品販売場の許可) 8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1の4までにおいて同じ。）又は手続委託型輸出物品販売場の区分に応じ、原則として、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、<u>令第18条第2項第4号《購入手続》</u>に規定する基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。 (1)～(2) (省略) (承認免税手続事業者の承認) 8-2-1の3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。 なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、<u>令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》</u>の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。 (1)～(2) (省略) (3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》</u>の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に	する。 (3) (同左) (輸出物品販売場の許可) 8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1の4までにおいて同じ。）又は手続委託型輸出物品販売場の区分に応じ、原則として、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、<u>令第18条第2項第3号《購入手続》</u>に規定する基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。 (1)～(2) (同左) (承認免税手続事業者の承認) 8-2-1の3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。 なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、<u>令第18条の2第11項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》</u>の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。 (1)～(2) (同左) (3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の2第9項《承認免税手続事業者の承認の取消し》</u>の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に

改正後	改正前
不適当と認められる事情がないこと。 (承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合) 8-2-2の2 令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱い、次による。 (1)～(2) (省略) (新規に開業をした事業者の仕入税額控除) 11-1-7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるが、新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立した法人は、<u>法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》から法第12条の4《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》までの規定により納税義務が免除されない者を除き、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により納税義務が免除されることとなるため、</u>法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。 (国内事業者の国外支店が受けた電気通信利用役務の提供) 11-2-13の2 電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかについては、役務の提供を受けた者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより判定するのであるから、例えば、内国法人の<u>国外事業所等</u>において受けた電気通信利用役務の提供であっても、<u>原則として国内において行</u>った課税仕入れに該当することに留意する。	不適当と認められる事情がないこと。 (承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合) 8-2-2の2 令第18条の2第9項《承認免税手続事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱い、次による。 (1)～(2) (同左) (新規に開業をした事業者の仕入税額控除) 11-1-7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのである<u>から</u>、新たに事業を開始した個人事業者（<u>法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》又は第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。</u>）又は新たに設立した法人（<u>法第9条の2第1項、第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。</u>）は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。 (国内事業者の国外支店が受けた電気通信利用役務の提供) 11-2-13の2 電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかについては、役務の提供を受けた者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより判定するのであるから、例えば、内国法人の<u>国外に有する事務所</u>において受けた電気通信利用役務の提供であっても、国内において行った課税仕入れに該当することに留意する。

改正後	改正前
<u>(注) 内国法人の国外事業所等で受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に係る特定仕入れについては、法第4条第4項ただし書《課税の対象》の規定の適用があることに留意する。</u> (共有に係る調整対象固定資産) 12-2-4 事業者が他の者と共同で購入した共有物が調整対象固定資産に該当するかどうかを判定する場合において、令第5条《調整対象固定資産の範囲》に規定する金額が100万円以上であるかどうかは、当該事業者の共有物に係る持分割合に応じて判定する。 (簡易課税制度選択届出書提出後に<u>法第37条第3項各号</u>に規定する場合に該当する場合の当該届出書の取扱い) 13-1-4の2 簡易課税制度選択届出書を提出した事業者が、当該届出書の提出日以後、その提出した日の属する課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、<u>法第37条第3項各号《調整対象固定資産又は高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》</u>に規定する場合に該当することとなった場合には、<u>同条第4項</u>の規定により当該届出書の提出がなかったものとみなされることに留意する。 (調整対象固定資産又は高額特定資産を売却等した場合の<u>法第37条第3項の適用関係</u>) 13-1-4の3 <u>法第37条第3項《調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》</u>の規定は、同項各号に規定する事業者が当該各号に規定する場合に該当するときに適用されるのであるから、当該事業者が調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った後に当該調整対象固定資産又は高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとし	(共有に係る調整対象固定資産) 12-2-4 事業者が他の者と共同で購入した<u>資産</u>（以下12-2-4において「共有物」という。）が調整対象固定資産に該当するかどうかを判定する場合において、令第5条《調整対象固定資産の範囲》に規定する金額が100万円以上であるかどうかは、当該事業者の共有物に係る持分割合に応じて判定する。 (簡易課税制度選択届出書提出後に<u>法第37条第2項各号</u>に規定する場合に該当する場合の当該届出書の取扱い) 13-1-4の2 簡易課税制度選択届出書を提出した事業者が、当該届出書の提出日以後、その提出した日の属する課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより、<u>法第37条第2項各号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》</u>に規定する場合に該当することとなった場合には、<u>同条第3項</u>の規定により当該届出書の提出がなかったものとみなされることに留意する。 (調整対象固定資産を売却等した場合の<u>法第37条第2項の適用関係</u>) 13-1-4の3 <u>法第37条第2項《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》</u>の規定は、同項各号に規定する事業者が当該各号に規定する場合に該当するときに適用されるのであるから、当該事業者が調整対象固定資産の仕入れ等を行った後に当該調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、<u>法第37条第2項</u>の規定は継続して適用されることに留意する。

改正後	改正前
ても、<u>法第 37 条第 3 項</u>の規定は継続して適用されることに留意する。 （「やむを得ない事情」の範囲等） 13－１－５の２ <u>法第 37 条第 8 項</u>《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得ない事情」の意義については、１－４－16 による。 また、令第 57 条の 2 第 3 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》に規定する「当該事情がやんだ後相当の期間内」の意義については、１－４－17 による。 （還付を受けるための申告書に係る更正の請求） 15－３－１ 法第 46 条《還付を受けるための申告》に規定する申告書についても、通則法第 23 条《更正の請求》の規定の適用があることに留意する。この場合において、同条第 1 項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」とあるのは、「当該申告書を提出した日」と読み替えるものとする。 （令第 72 条第 2 項に規定する用語の意義等） 16－１－２ 令第 72 条第 2 項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。 (1) （省略） (2) 当該事業に係る事件の議決の方法について、特別の規定を設けたとき <u>地方自治法第 287 条の 3 第 1 項</u>《第 285 条の一部事務組合に関する特則》の規定により、その一部事務組合を組織する市町村の	（「やむを得ない事情」の範囲等） 13－１－５の２ <u>法第 37 条第 7 項</u>《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得ない事情」の意義については、１－４－16 による。 また、令第 57 条の 2 第 3 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》に規定する「当該事情がやんだ後相当の期間内」の意義については、１－４－17 による。 （還付を受けるための申告書に係る更正の請求） 15－３－１ 法第 46 条《還付を受けるための申告》に規定する申告書についても、通則法第 23 条《更正の請求》の規定の適用があることに留意する。この場合において、同条第 1 項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」とあるのは、「当該申告書を提出した日」と読み替えるものとする。 <u>ただし、当該申告書が、法第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する申告期限前に提出されているときは、当該申告期限の日を通則法第 23 条第 1 項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」として取り扱うのであるから留意する。</u> （令第 72 条第 2 項に規定する用語の意義等） 16－１－２ 令第 72 条第 2 項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。 (1) （同左） (2) 当該事業に係る事件の議決の方法について、特別の規定を設けたとき <u>地方自治法第 287 条の 2 第 1 項</u>《第 285 条の一部事務組合に関する特則》の規定により、その一部事務組合を組織する市町村の

改 正 後	改 正 前
一部に係る事業に関して生じた事件等について、当該一部事務組合の議会において議決する場合における議決の方法を、他の事件に関する議決の方法と異なる方法によることについて、当該一部事務組合の規約において定めるときのことをいう。 （注） （省略） (3)～(4) （省略）	一部に係る事業に関して生じた事件等について、当該一部事務組合の議会において議決する場合における議決の方法を、他の事件に関する議決の方法と異なる方法によることについて、当該一部事務組合の規約において定めるときのことをいう。 （注） （同左） (3)～(4) （同左）